

大阪市 A I オンデマンド交通検討会議運営規約

(目的)

第 1 条 この規約は、大阪市 A I オンデマンド交通検討会議運営要綱（以下「要綱」という。）
第 9 条の規定に基づき、大阪市 A I オンデマンド交通検討会議（以下「交通会議」という。）
の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(議事事項)

第 2 条 検討会議は、要綱第 2 条及び第 3 条に定める議事について協議を行うものとする。

(会議)

第 3 条 検討会議の会長が議長となり、議事を進行する。

2 検討会議は委員及び地域委員（以下「委員等」という。）の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議する議事について、会議に出席して説明をしようとする者は、議長から許可を得なければならない。

4 議長は、検討会議に必要な応じて委員等以外の関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(議決)

第 4 条 検討会議の議事は、委員等の真摯な協議により合意形成を図るものとする。ただし、
議長の判断により、委員等の過半数で決することができるものとし、可否同数の場合は議長
長の決するところによる。

2 委員等の議決権の取り扱いについては、議長の定めるところによる。

(書面会議)

第 5 条 会長は、やむ得ない事由により検討会議を開く暇がないときや、この検討会議にお
いて決議した事項の履行等に関する軽微な変更事項等については、事案の概要を記載し
た書面（電磁的記録を含む。）を委員等に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その
結果をもって検討会議の議決に代えることができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第 6 条 委員等は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、メン
バー等間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）

で検討会議に参加することができる。この場合において、当該委員等は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって検討会議に出席したものとみなすものとする。

(分科会)

第7条 検討会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の構成員は、検討会議が必要と認める者で会長が指名する。

(協議結果の取扱い)

第8条 検討会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 検討会議の事務局は、大阪市都市交通局バスネットワーク企画担当に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮り定める。

附 則

この規約は、令和7年8月5日から施行する。